

## 会則の一部改正について

## 【改正趣旨】

役員任期が実態に即したものになるように、会則第9条を次のとおり改正する。

## 金蘭会会則新旧対照表（案）

旧 会則（抜粋）	新 会則（抜粋）
第9条 役員任期は <u>4月1日</u> から3年とし、再任を妨げない。	第9条 役員任期は <u>4月</u> から3年とし、再任を妨げない。
付 則 1. 本会則は、 <u>平成27年4月18日</u> から効力を生ずる。	付 則 1. 本会則は、 <u>平成28年4月23日</u> から効力を生ずる。

## 【会則関連条文】

第10条 役員は、次の方法により選出される。

- (1) 会長および副会長は、理事の互選による。
- (2) 理事は、評議員の互選による。

第15条 次の事項は、評議員会の決議を必要とする。

- (2) 理事・監事の選任および解任

第16条 定時評議員会は、年1回4月に開くものとする。